



保健センターから

問合せ 保健センター

☎ 555-1111

■ 胃がん・呼吸器検診…(内) 623

■ 日本脳炎予防接種…(内) 626

第1期 胃がん・呼吸器(肺がん・結核) 検診

第1期胃がん・呼吸器検診の応募受付を開始します。

日時 5月22日(木)・24日(土)・25日(日)・26日(月)・27日(火)午前7時30分～正午(時間指定不可。受診時間は受診券に記載します。)

会場 保健センター

対象 検診日現在、40歳以上の市民

※次に該当する方は、受診できません。

① 妊娠中または妊娠の可能性がある方

② 胃や肺に病気があり治療中の方

③ 職場で受診する機会のある方

定員 各日100人(申込多数の場合は、抽選で受診者を決定し、受診決定者に受診券を5月9日(金)に発送する予定です。抽選に外れた方へも連絡します。)

費用 無料

内容 胃がん検診(腹部間接X線撮影)、呼吸器検診(胸部直接X線撮影・喀痰検査)

※喀痰検査は別途検査条件があります。

※問診票は当日記入していただきます。事前に記入したい方は、受診券が手元に届いたら、保健センターへお越しください。

申込期間 4月2日(水)～24日(木)(消印有効)

※申込みが定員に満たなかった場合、24日(木)以降も受け付けます。

申込方法

① 保健センターで申込用紙に記入(土・日曜日を除く)

② はがきに必要記載事項を記入し、保健センターへ郵送(申込用紙をはがきに貼付すると便利です。)

※申込用紙は、保健センター・市役所1階案内・市役所各連絡所で配布するほか、保健衛生事業日程表に掲載、また市公式サイトからダウンロードすることができます。

注意事項

■ 胃がん検診・呼吸器検診は同時受診可能です。

■ 胃がん検診を受ける方は、前日午後9時以降、飲食ができません。

■ 喀痰検査は、次の①または②に該当する方が対象です。検査を希望する場合は該当理由を書いてください。喀痰検査のみの受診はできません。

① 6か月以内に血痰が出たことのある方
② (1日の喫煙本数) × (喫煙年数) ≧ 40以上の方

日本脳炎予防接種

厚生労働省からの通知に基づき、今年度3歳になるお子さんへの第1期および18歳になる方への第2期の予防接種の勧奨を行います。

希望する方は、医療機関へ予約し、接種してください。

3歳になるお子さん

第1期の予防接種の予診票を、3歳児健診の案内と一緒に送付します。

18歳になる方

4月中旬に第2期の予防接種の予診票を送付します。なお、通知は対象者全員に送付しています。第2期の予防接種を終了している場合は、接種の必要はありません。

そのほかの年齢の方

次の年齢に該当し接種を希望する方は、予診票を渡します。母子健康手帳を持参して保健センターへお越しください。

① 3歳～7歳5か月、9～12歳のお子さん
② 勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方

※20歳の前日までの間は、いつでも定期予防接種の対象者として第1期・第2期ともに接種することができます。



■ 申込はがき記入例

<表面>	<裏面>
〒 205-0003 羽村市緑ヶ丘 5-5-2 羽村市保健センター がん検診担当 行	<ul style="list-style-type: none"> ■ 氏名 (フリガナ)、生年月日、住所、電話番号 ■ 検診希望日 ○ 第1希望 ○ 月 ○ 日 ○ 第2希望 ○ 月 ○ 日 ■ 受診希望検診項目 胃のみ、呼吸器のみ、胃・呼吸器両方 (選択して記入) ■ 喀痰検査希望の有無 有の場合、理由も記入 (注意事項参照)

※家族で検診を希望する場合も1人1枚の申込みが必要です。

国民年金に関するお知らせ

平成26年度の国民年金保険料

平成26年度の国民年金保険料は、前年度より210円引き上げとなり、4月分から月額1万5250円となります。

納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されます。

納付忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金を受けられなくなる場合があります。納付書を確認し、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアなどで期限内に納めてください。

なお、納付書に「国民年金保険料口座振替納付申出書」が同封されています。ぜひ、便利で割引制度もある口座振替を利用してください。

国民年金保険料の免除申請

国民年金保険料の免除・猶予

国民年金には、所得が一定額以下の方の保険料を免除または猶予する制度があります。

また、失業した方は、特例として保険料が免除される場合があります。

※学生の方は、次に紹介する「学生納付特例制度」を利用してください。

免除申請できる期間が拡大されました 申請できる期間

■ 過去期間：申請月から2年1か月前まで
※すでに保険料が納付済の月を除きます。

■ 将来期間：翌年6月分まで

※1～6月に申請するときは、その年の6月分までとなります。

【例】平成26年5月に、平成24年4月から平成26年6月までの期間を申請する場合、次の①②③の期間の申請ができます。

- ①平成23年度分（平成24年4～6月）
- ②平成24年度分（平成24年7月～平成25年6月）
- ③平成25年度分（平成25年7月～平成26年6月）

なお、この例の場合、平成24年3月以前の分は時効により申請できません。

申請方法 市役所または日本年金機構の窓口で申請
申請に必要なもの 年金手帳・印鑑（代理人が申請する場合）

※申請を希望する年度の直前の1月1日時点の住所が現住所と異なるときは、前住所地の課税（非課税）証明書が必要となります。また、離職した方は雇用保険被保険者離職票などが必要となる場合があります。

※事前に問い合わせてください。

問合せ 日本年金機構青梅年金事務所 ☎0428-30-3410 / 市民課高齢医療・年金係 ☎137

学生納付特例制度

国民年金の学生納付特例制度とは、大学・専修学校などの在学中に、本人の前年所得が一定基準以下で保険料を納めることが困難なとき、申請して承認されると、在学中の保険料を猶予する制度です。

この特例を受けるには、在学中毎年度の申請が必要です。前年度にこの制度の申請をして承認された方も、平成26年度も保険料の猶予を希望する場合は、忘れずに申請してください。

対象 国民年金第1号被保険者（20歳から60歳未満）の学生
所得基準額 申請者本人の前年の所得金額が、次の式で計算した額以下であること

**118万円＋扶養親族などの数×扶養親族等
控除額＋社会保険料控除額など**

申請できる期間 20歳以上の学生のうち、次の期間

- 過去期間：申請月から2年1か月前まで
- 将来期間：申請年度末まで

※すでに保険料が納付済の月を除きます。

【例】平成26年5月に、平成24年4月から平成27年3月までの期間を申請する場合、次の①②③の期間の申請ができます。

- ①平成24年度分（平成24年4月～平成25年3月）
- ②平成25年度分（平成25年4月～平成26年3月）
- ③平成26年度分（平成26年4月～平成27年3月）

